

3 残 金 45,580 円

政務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使達項目	収入 支出	収入、支払科目											総計					
		旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通厩 運搬費	燃料・ 光熱水費		修繕料	広告料	人件費	その他	収入額
政務活動費	収入																300,000	300,000
収入合計																	300,000	300,000
調査研究費	支出	8,670													176,000		184,670	
資料購入費	支出										13,050						13,050	
事務所費	支出					25,000						6,741					31,741	
事務費	支出					22,554					2,405						24,959	
支出合計		8,670	0	0	0	47,554	0	13,050	0	0	2,405	6,741	0	0	176,000	0	254,420	
総合計		8,670	0	0	0	47,554	0	13,050	0	0	2,405	6,741	0	0	176,000	0	300,000	45,580

令和 5 年度 4 月 分

支 払 証 明 書

会派名または議員名 長 田 光 広

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
5-3	令和5年4月28日	調査研究費	旅費	塩谷 サルフィマクスーダ教授 と面談	交通費	5,550 円 ()	距 離： 150.74km 按分率： 摘 要：議員事務所台金沢駅

- (注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。
(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。
(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 長田 光広

令和 5 年度 4 月 分
領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 長田 光広

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	1-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 1日 (令和5年3月30日)
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所賃貸料		
費 用 内 容	事務所賃借料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	25,000 円 (50,000 円)	按 分 率 :	1/2 充 当 根 拠 : 他 の 活 動 と の 按 分

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証

No. _____

長田議員事務所 様 2023 年 3 月 30 日

★ ¥50,000-

但 2023. 4 月 分 家賃

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



建物賃貸借契約書

契約締結日 平成 年 月 日

取引期日 平成 年 月 日

事務所

(賃貸人)



(賃借人)

長田 光広



社団法人 福井県宅地建物取引業協会 謹製

3-(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 長田光彦 (以下「乙」という。)は、この
契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	[]		
	所 在 地	(住居表示) 福井市下森田本町3の4番地		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・ <u>軽量鉄骨造</u> ・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和59年
	面 積	81.14㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

送 信 機 器	議員事務所
---------	-------

頭書(3) 契約期間

平成29年10月1日 から 平成31年9月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年10月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000円	管理・共益費	月額 — 円	家 財 保険料	別 途 円
敷 金	100,000円 (賃料2ヶ月)	敷 引	50,000円 (賃料1ヶ月)	附 属 施設料	月額 — 円
保証金	— 円	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	[]			
	☐ 持 参	持 参 先	[]		
	☐ 口座引落	委託会社名	[]		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携 帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管 理 業 者	商号又は名称		
所 在 地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
	☐ 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

1. 冷暖房等使用可能な設備は使用可とする。使用不可の場合は借主で補修することとする。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名		
	住所		
乙・借主	氏名	長田 光広	TEL
	住所	福井市 下坂田町 2-1	
連帯保証人	氏名	国	TEL
	住所		

A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	福井市八重巻中町22-14 0776-56-3181	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 大邦地所	商号又は名称
	代表者の氏名	大崎 邦司	代表者の氏名
	免許証番号	福井県知事(7)第971号	免許証番号
免許年月日	平成25年12月2日	免許年月日	大臣 () 第 号
宅地建物取引士	氏 名	大崎 邦司	氏 名
	登 録 番 号		登 録 番 号
	業務に従事する 事 務 所 名	株式会社 大邦地所	業務に従事する 事 務 所 名
	事務所所在地 TEL	福井市八重巻中町22-14 0776-56-3181	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

おぼならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条** 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条** 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条** 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条** 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

し、
この
甲に
もか
るこ
ずる
約
と解
を
らこ
ら
ない。
まな
い。03

- 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分にあつた費用を乙に請求することができる。
- 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

不
家屋
種
事務

旧

新

(注)

課長	主幹	課長補佐	係長	係員

記帳	修正年月日	担当印
課税台帳	.	
評価調書	.	



固定資産税（家屋）賦課名義変更申請書

平成 年 月 日

福井市長 殿

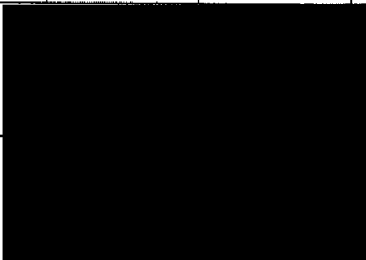
住所 

申告者

氏名  

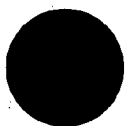
下記不動産について、課税台帳の登録名義を変更してくださるよう、
関係書類を添えて申請いたします。

不動産の表示

家屋の所在		福井市 下森田本町3の4番地			異動事由	
種 類	構 造	床 面 積 (㎡)			☐ 売買 ☐ 贈与 ☒ 相続 ☐ その他（理由）	
		1 階	1階以外	合 計		
事務所	軽量鉄骨造 亜鉛鋼板葺 2階建	40.57	40.57	81.14		
					異動 年月日	平成 29 年 3 月 10 日
旧所有者	住所 氏名					
新所有者	住所 氏名					

(注) 旧所有者の印鑑証明を添付すること。

移動を証する売買契約書または譲渡書の写しを添付すること（原本提示）。



令和5年度 事務所等状況報告書

議員 長田光広

1 所在地等	住所 福井市下森田本町3-4		
	電話番号 0776 (56) 3335		
	延べ床面積(共用部分を除く)		81.14 m ²

2 所有区分	賃貸借契約先(XXXXXXXXXX)		
☒ 単独事務所 ☐ 自宅兼事務所	所有者	☒ 第三者 ☐ 後援会 ☐ 関連会社 ☐ 親族	
	自己所有物件	☐ 議員本人が代表である ☐ 議員本人が代表でない	
	賃貸物件	☐ 議員本人が代表である ☐ 議員本人が代表でない	
		☐ 生計は一である ☐ 生計は別である	

□ 単独事務所の按分率

方法① ☐ 政務活動の使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[事務所使用面積(共用部分を除く) m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分

方法③ ☒ 使用時間でも按分できない

按分率
/
%
小数点以下切捨て

□ 自宅兼事務所の按分率

方法① ☐ 自宅全体における議員活動の使用面積割合
[自宅の面積(共用部分を除く) m²の内、議員活動の使用面積 m²]

方法② ☐ 議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[議員活動の使用面積 m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法③ ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分

方法④ ☐ 使用時間でも按分できない

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	2-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 1日 (令和5年3月7日)
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞代(環境農業新聞),		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料,	摘 要	(令和5年度4月分),
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	250 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類		3000円 × 1/2	

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001502	請求払込 有金加入 若 負 担
加入者名	環境農業新聞社	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 3000	
ご依頼人	長田光広事務所 様	
料 金	〒94230023 印 05-03-07 森田郵便局	
備考	現金払 (33011) 料金 110円	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

新しい情報をお届けします！
貴社の新しい商品、製品、技術
などをご提供をお待ちしており
ます。

環境農業新聞

(ニュース3)

第2回ハケ岳フォーラム

第3回日本の農業と食の
シンポジウム

食品ロス削減シンポジウ
ム

「スマート農業の実現に
向けた研究会」中間まと
め

大手術で元気な木田滋
樹元官房技術総括審議
官の巻

ホメオパシーの時代、幕
開けへ

25年秋の叙勲で鈴木信
毅氏、細田敏昭氏

元氣農業、アグリビジネス
創出フェアに6小間出展

暖房費大幅に削減可能
なボイラー登場

人物紹介：農水省研究官
俣OBの西尾敏彦氏

独立行政法人農業環境
技術研究所元理事長の
陽捷行氏が語る農・環
境・健康の連携に関わる
研究

人物紹介：農水省施設園
芸振興室長の川合豊彦
氏

現地ルポ 農業生産法人
ベジタブル・ユウ

話題のだんだん(多段)
ポット栽培

日本農学アカデミーシン
ポジウム

三輪、寺門両氏に叙勲

御池鐵工所、ニュー環境
展に出展

細胞を生かす急速冷凍
装置

6次産業化セミナー

購読申し込み方法

FAX(03-3826-5217)またはメール(ecoagri@pure.ocn.ne.jp)でお申し込みください。

年間購読料 3,000円

購読申し込みは郵便振替にてお願い申し上げます。

郵便振替口座:00150-2-290578 名義:環境農業新聞社

FAXの場合、下記を明記してください。

購読申し込み

氏名

所属

住所

連絡

メール

以上を明記してFAX03-3826-5217

またはメール ecoagri@pure.ocn.ne.jp



環境農業新聞を立ち
上げ本年2月に創立1
0年を迎えます。これ
は偏に多くの関係者
のご支援、ご協力の賜物
と感謝を申し上げます。

新年を迎えたものの
何故か「おめでとう」
という気持ちになれな
いしております。昨年
の東日本大震災、それ
に福島原発事故という
未曾有の大災害が心
に残っており、今なお
岩手県、宮城県、福
島県で避難を余儀なく
されている方が約33
万人、厳しい寒さの中
、耐えている日本人が

います。「民間企業のPRになってもいいですから助けて下さい」と悲痛に満ちた陸前高田市の戸羽市長の言葉が胸を刺さります。

筆者は岩手県、宮城県、福島県の被災地に何度となく足を運んで現場を見て回りました。

ボランティアの活動や義捐金での支援を見ますと、日本人は祖国への誇りを取り戻し、祖国の育んできた輝かしい価値観を再認識する必要がある、という識者の言葉を思い出しました。政治家の言葉ではないことはハッキリしております。為政者は今こそ、この言葉を胸に政治をして欲しいものです。

今年これを基本に新聞で訴えていく所存であります。ご協力、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます

環境農業新聞社 成瀬一夫

概要 | プライバシーポリシー | サイトマップ

ログイン

あなたもジンドラーで無料ホームページを。無料新規登録は

<https://ja.jimda.com> から

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	3-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 26日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	事務所電気料		
費 用 内 容	事務所電気料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	6,741 円 (13,483 円)	按 分 率 :	1/2 充 当 根 拠 : 他 の 活 動 と の 按 分

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人 北陸電力株式会社

2023 4 金 額 1 3 4 8 3

申込者 長田 光広 1225

お支払期日 5月10日

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます

ご使用場所 福井市 下森田本町 3-4

お客さま番号 計算区 06

契 約	金 額 (円)	消費税等相当額 (円)
211	13483	1225
合 計	13483	1225

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

17000のふいもの金額を訂正したものは無効です

本票により集金人が集金することはありません。

領収書もご確認ください

15分より2000

電 気 料 金 の ご 案 内

毎度ありがとうございます。

2023年 4月分の電気料金を下記のとおりお知らせいたしますので、同封の振込票でお支払いください。

ご請求金額 13483円 (消費税等相当額 1225円)

○ご契約一覧

ご契約	ご 契 約 内 訳	紙面発行手数料のご案内
①	ご 契 約 名 義 長田 光広 ご 契 約 種 別 従量電灯B 供 給 地 点 特 定 番 号 05-0000-0000-0200-9662-0000	対 象 外
②	ご 契 約 名 義 ご 契 約 種 別 供 給 地 点 特 定 番 号	
③	ご 契 約 名 義 ご 契 約 種 別 供 給 地 点 特 定 番 号	
④	ご 契 約 名 義 ご 契 約 種 別 供 給 地 点 特 定 番 号	

2495

ご 契 約	①	②	③	④
ご 使 用 期 間	3月 9日 ～ 4月 9日			
契約容量/力率(%)	60A			
ご使用量 Kwh	593			
ご使用量1 ご使用量2 ご使用量3 (合 計)	593			
内 訳				
ご請求金額	13483			
消費税等相当額(再勘)	1225			
基本料金	1554			
電力量料金	12986			
燃料費調整額	-3101			
各種割引額				
再エネ発電賦課金	2045			
延滞利息額				
精算額				
紙面発行手数料				

作成日2023年 4月14日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページ
にてご確認ください。

燃 料 費 調 整 単 価	
今月分	***円**銭
来月分	***円**銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	3円45銭
来月分	1円40銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進
賦課金単価は従量制の単価を表示して
おります(ご契約①と②など、複数の
ご契約が表示されている場合、ご契約
ごとで適用する燃料費調整単価が異な
ることがあります)。その他、定額制
のご契約の場合など、詳しくは当社ホ
ームページでご確認ください。

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています(詳細は裏面をご確認ください)。

託 送 料 金 相 当 額	5,858円			
※燃料費調整単価および 再エネ発電促進賦課金相当額	29円65銭			

※陸上火力発電負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

支 払 期 日	5月10日
次 回 検 針 日	5月11日

2496

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	5-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 28日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	塩谷 サルフィマクスダ教授と面談		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	金津→金沢西第一
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,560 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 金津 料金所(至) 金沢西第一 23年 4月28日 12時33分 通行料金 ￥1,560 円 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-287287-385838  ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	5-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 28日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	塩谷 サルフィマクスダ教授と面談		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	金沢西第一→金津
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,560 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 金沢西第一 料金所(至) 金津 23年 4月28日 14時59分 通行料金 ￥1,560- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-287287-387339  ※通行料金は消費税額10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 30日																		
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費																		
使 途 内 容	新聞代(福井新聞、日本経済新聞、産経新聞、日経流通新聞)																				
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	4月分																		
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	12,800 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :																			
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類																					
領 収 証 5年 4月分 01-052 (No. 35) 照会No. () 長田 光広 様 <table><thead><tr><th>記 帳 名</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>*福井新聞</td><td>1</td><td>3,100</td></tr><tr><td>*日本経済新聞</td><td>1</td><td>4,000</td></tr><tr><td>*産経新聞</td><td>1</td><td>3,400</td></tr><tr><td>*日経流通新聞</td><td>1</td><td>2,300</td></tr><tr><td colspan="2">(8%対象 12,800 10%対象)</td><td>*軽減税品目</td></tr></tbody></table> 合計金額 12,800円 口座振替、クレジットカード決済についてはお気軽に右記までお問い合わせ下さい 4/30 領収書は次回生全日まで保存願います (有) 福 井 新 聞 九頭竜森田販売店 代表取締役 廣田 利秀 福井市栗田2丁目3020番 電話 07764-56-2682 生 全 印				記 帳 名	部 数	金 額	*福井新聞	1	3,100	*日本経済新聞	1	4,000	*産経新聞	1	3,400	*日経流通新聞	1	2,300	(8%対象 12,800 10%対象)		*軽減税品目
記 帳 名	部 数	金 額																			
*福井新聞	1	3,100																			
*日本経済新聞	1	4,000																			
*産経新聞	1	3,400																			
*日経流通新聞	1	2,300																			
(8%対象 12,800 10%対象)		*軽減税品目																			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 1日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	2023年4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,405 円	按 分 率 : 1/4	
	(9,623 円)	充 当 根 拠 : 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様番号 (BILLING NUMBER)
お電話番号 (CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
長川 光広 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

(2023年 5月18日発行)

2023年 4月ご請求分	
2023年 5月 1日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 9,623円	
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納 付 せ っ き ぎ 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

910-0147

福井市下森山町2-7-1

郵便区内特別

長田 光広 様



0024313#



Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

00137009

5T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月13日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【受付先】
〒461 名古屋市中区東横1-14-11
-0005 DPスクエア東横11階
社用コード ST1-EFE-J-03-275-003333-60(23)
<000000> 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2023年 4月ご請求分	9,623円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモご請求額 9,623円
(合計) 9,623円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***

1,652円
7,971円

*** ドコモからのお知らせ ***

電話リレーサービス制度の番号単価の改定に伴い、2023年度においては、4月ご利用分から1月ご利用分まで1電話番号当たり月額1.1円(税込)の電話リレーサービス料をご負担いただきます。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

前月ご請求金額 9,646円(税込)

2年定期契約プラン 電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
(2023年 3月末現在)

ポイントのお知らせ

ドコモビジネスメンバーズは法人ご契約者向け会員サービスです。
詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則としてご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGESお客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

(2023年 4月13日発行)

	2023年 3月ご請求分
	2023年 3月 31日振替
ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)	領収金額(AMOUNT RECEIVED) 9,646円
長田 光広 様	金融機関名 BANK/POST OFFICE * * * * *
	口座番号 ACCOUNT * * *

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき定
税務署承認済NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料等 (計)	6,480	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,135	X i・SMS通信料	合 算
		音声オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,134	付加機能使用料等	合 算
		ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	874	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	9,623	合計	(2回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料等 (計)			
1,000	1,000	ご利用期間 (3/1~3/31)	合 算
(700)	(700)	データプラス2	合 算
(300)	(300)	(内訳) データプラス2	合 算
0	0	(内訳) s.pモード利用料	合 算
		(参考) 高速通信ご利用データ量は 14.9G	合 算
		※代表回線利用データ量にも含まれます	
◇その他ご利用料金等 (計)	502	ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)	150	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	1,652	合計	
<NTTドコモからのお知らせ>			
◇基本使用料等 (計)			
5,480	6,980	ご利用期間 (3/1~3/31)	合 算
(6,680)	(6,680)	ギガホ2：2年定期	合 算
(300)	(300)	(内訳) ギガホ2：2年定期	合 算
0	0	(内訳) s.pモード利用料	合 算
		(参考) 高速通信ご利用データ量は 14.9G	合 算

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

請求内訳		請求内訳等詳細		税区分
内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN		TAX
◇通話料・通信料 (計)	1,135	ずっとはじめてスマホ割 はじめてスマホ割		合 算 合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	632	Xi・SMS通信料 かけ放題オプション定額料 おしゃべり割	3月ご利用分	合 算 合 算 合 算
◇消費税等相当額 (計)	724	留守番電話サービス利用料 ケータイ補償サービス (330円コース) ケータイお探しサービス利用料 ケータイお探しサービス割引料 ユニバーサルサービス料/基本	1番付あたり2円のご請求となります	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
◇合計	7,971	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
		合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	9-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 10日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	人件費		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	176,000 円	按 分 率 :	
	(200,000 円)	充 当 根 拠 : 実績・使用状況での按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

長田光広 殿

令和5年5月10日

¥200,000

補助職員給与4月分として

上記のとおり領収しました。

住所



氏名



勤務実績報告書

R5年 4月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水	6	6	政務活動に関する文書等整理、資料収集
13	木			
14	金	9	8	福井県の幼児教育の現状について情報収集
15	土	12	10	リスキリングについて情報収集
16	日	12	10	政務活動に関する文書等整理、資料収集
17	月			
18	火			
19	水	8	8	アフターコロナに於いての教育現場への影響について情報収集
20	木			
21	金	8	6	アフターコロナに於いての観光について情報収集
22	土	10	8	全国の環境学習の取り組みについて情報収集
23	日	12	12	政務活動に関する文書等整理、資料収集
24	月			
25	火	8	8	県内の高等教育機関における課題解決型学習について情報収集
26	水	8	8	福井県と近隣県のヴィーガン料理について情報収集
27	木			
28	金	8	6	ChatGPTについて情報収集
29	土	12	10	政務活動に関する文書等整理、資料収集
30	日	12	10	政務活動に関する文書等整理、資料収集
計		125	110	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 長 田 光 広

〔政務活動費充当計算〕

総支給額 200,000円 × 政務活動 110 時間 / 総勤務時間 125 時間 = 176,000 円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生	年	月	日
氏 名					
現 住 所					
下記の条件で契約します					
雇 用 期 間	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで				
就 業 場 所	福井市下森田本町3-5 長田光広議員事務所				
業 務 内 容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成、及び後援会関係事務				
就 業 時 間	午前 午後 9時 00分から 午前 午後 6時 00分まで (休憩時間) 午後12時～午後1時 (1時間) (但し、勤務時間は、労働者が決定する)				
休 日	土・日・祝祭日(但し、やむを得ず出勤の場合は代休を充てる)				
給与(賃金)	月額 円(時給 1,600 円)				
給与支払方法	毎月月末締め翌10日払い				
給与振込先	現金支払い				
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。					
契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。					
令和 5年 4月 1日					
雇用者 長田 光広					
被雇用者					

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	8-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 22日 /
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料 /
使 途 内 容	自動車リース /		
費 用 内 容	自動車リース料	摘 要	4月分 /
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	22,554 円 / (45,108 円 /)	按 分 率 :	1/2 /
		充 当 根 拠 : 他 の 活 動 と の 按 分	
領 収 書 そ の 他 の 収 支 報 告 書 の 内 容 を 証 す る 書 類			

お振込は、裏面振込銀行へお願い申し上げます。尚、口座振替の場合、振替日が休日の時、翌営業日が振替日となります。

リースNo	登 録 番 号	金 額	消 費 税	相 殺 取 崩 今回前払リース料	当 月 請 求 額	前 払 リース料	請求回数	満 了 日
*LU048582		44000	4400	0	48400 /		14 / 24	240306
			消費 税 内 訳		10.0%	44000		4400
合 計		1 台	48400	0	0	48400	0	

4月分→5月一括(5分)

区分
1.相 殺
2.取 崩
3.前払リース料

車両毎の税率表示はリースNoの左横に表示しております。 5=5% 8=8% *=10%
満了日欄のFはファイナンスリースと判定された契約です。



選挙区 第14回補選 公明党 候補者 48,400円

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-05-22 200 ¥48,400(元) イチネン

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-

05-



選挙区 第14回補選 公明党 候補者 48,400円

05-05-22 200 ¥48,400(元) イチネン



契約No: LH048582

自動車リース契約書

2022年3月7日

賃借人(甲)	福岡市下森田町第2号7番地 長田光弘	賃貸人(乙)	大阪市淀川区西中島4丁目10番6号 株式会社イチネン 代表取締役 黒田 勝彦
連帯保証人		連帯保証人	

賃借人(以下甲という)と賃貸人(以下乙という)とは、乙の所有する自動車のリースについて裏面記載のリース契約条項に従い契約を締結します。
また、甲及び連帯保証人は、別紙添付「個人情報取扱に関する条項」に同意します。
この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が各1通を保有することとします。

契 約 内 容

(1)	車名及び年式	トヨタ セダン エアコン	1,800 CC 1.8L 4缸 16V EPA 7.7km/L	2017年式
	特別架装			
	付属品			
	型 式	DLA-ZVW52	(7) 基 本 価	1,256,000円 通算月間 44,000円
	車 体 色	ブラック	(8) 残 存 価 格	206,000円
	車 台 番 号	ZVW52-3014960	(9) 契 約 走 行 距 離	月間平均走行距離 1,500 km/月
	登 録 番 号			
(2)	リース期間	2022年3月7日より 2024年3月6日まで 24ヶ月間	租 別	%
(3)	使用の本拠地 及び保管場所	福岡県 福岡市	(10) 意 保 險	車 両 第2保険年度以降は、自動車保険取扱規定に準ずる。 免 責 万円
(4)	頭 金	(消費税) 円		対 人 一名 万円
(5)	リ ー ス 料	月間リース料 44,000円×24回		対 物 一事故 万円 免 責 万円
		(消費税) 4,400円×24回		搭 乗 者 一名 万円 一事故 万円
		ボーナス月加算額 円× 回		人 身 傷 害 一名 万円
		ボーナス加算月 毎年 月と 月 加算ボーナス加算期 年 月 月 合 計 1,056,000円 (消費税) 105,600円		
(6)	リ ー ス 料 支 払 方 法	末日締 翌月 20日私 月払い 日返振替	特 約	

(11) リース料に含まれる諸費用(○印記載のもの)

X 登録時諸費用	X 代車(「整備時規定代車」はスケジュール点検、法定点検以外で車両が使用できない場合提供します。)	X タイヤ(リース期間中)	
X 自動車取得税		X ボイニール	本
X 重量税()		X パワテラー	
○ 自動車税		X 車両免責負担	一事故 万円
X 自賠責保険()			
X 任意保険			
X スケジュール点検 毎月	X 文字マーク・塗装		
X 車 検	X 事故示談援助		
X 法定点検	X ロードセイル(加入しない)		

特 約	
-----	--

自動車リース料

月額リース料 $44,000 \text{ 円} + 4,400 \text{ 円 (消費税)} = 48,400 \text{ 円}$

リース期間 24 か月

リース総額 $48,400 \text{ 円} \times 24 \text{ か月} = 1,161,600 \text{ 円}$

うち自動車税 79,000 円

車両本体にかかるリース料 $1,161,600 \text{ 円} - 79,000 \text{ 円} = 1,082,600 \text{ 円}$

月額リース料 45,108 円

$\div 24 \text{ 月}$

議員	報告書作成者

県外・海外調査報告書

日 時	令和5年4月28日(金)		
視察先 (相手方)	塩谷 サルフィマクスダ教授		
視察場所	金沢駅		
開催内容	駐日インド大使を紹介いただけるということで、キーパーソンである公立小松大学 国際文化交流学部 教授の塩谷 サルフィマクスダさんと面談し、福井県の、インドへの産業進出の可能性を高めるための相談をした。		
上記活動に 要した旅費	行 程	交通機関等	金 額
	議員事務所⇄金沢駅	自家用車	¥ 5,550 円
	金津→金沢西第一	有料道路料金	¥ 1,560 円
	金沢西第一→金津	有料道路料金	¥ 1,560 円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
	宿 泊 費	内訳:	円
	そ の 他	内訳:	円
	合 計		¥ 8,670 円
備 考			

☐ 団体等から旅費を受領していない



公立大学法人

公立小松大学

塩谷 サルフィマクスーダ

教授

国際文化交流学部

〒923-0921 石川県小松市七居原町10-10

TEL: 0761-48-3285

E-mail: [REDACTED]

URL: <http://www.komatsu-u.jp/>

